

会 議 録

会 議 名	第4回 宇都宮市環境学習基本指針策定懇談会				
開 催 日 時	平成15年3月17日(月) 午後4時00分～午後5時00分				
開 催 場 所	宇都宮市中央生涯学習センター 第5集会室				
出 席 者		陣 内 雄 次		石 原 栄 子	谷 田 部 智 久
	懇談会委員	神 宮 由 美 子		高 橋 啓 子	三 宅 徹 治
		青 木 章 彦			
	事 務 局	檀淵宇都宮市環境部長 他 計11名			
公開・非公開	公開・傍聴人なし				
議 題	(1) 報告 懇談会第3回会議における意見等の対応について (2) 協議 環境学習基本指針(案)について				

発言要旨 【(1) 報 告 懇談会第3回における意見等の対応について】	
陣 内 会 長	報告について、ご意見・ご質問等ございましたらお願いします。
神 宮 委 員	32ページ 環境学習推進のためのイメージ図中に「美術館」を表記した理由は何か？
事 務 局	文化課主催の「自然観察会」が、毎年、うつのみや文化の森で開催されている。ここには宇都宮美術館が建てられており、イメージ図中、「美術館」との表記を採ってしまった。正しくは「うつのみや文化の森」であり、訂正したい。

発言要旨 【(2) 協 議 環境学習基本指針(案)について】	
陣 内 会 長	協議事項つきまして、ご意見等ございましたらお願いします。
三 宅 委 員	指針(案)2ページの2行目、「環境学習に関わる各主体」との表記があるが、この「主体」という言葉が何を指しているか、直前に「家庭」、「学校」、「地域社会」などの具体例を列挙するなどして、より明確にすべきではないか？このままでは、一般市民が理解するには、若干難しい表現ではないだろうか？
事 務 局	ご意見を参考に、より分かりやすい表現に訂正していきたい。
石 原 委 員	成果品の配布を、どのような範囲にまで考えているのか？
事 務 局	公立および私立の保育所、市内の学校、環境保全活動団体等に広く配布する予定である。また、環境学習センター、各地区市民センター、図書館に常時備え付けるほか、市のホームページでも閲覧できるような体制を整えたいと考えている。
青 木 委 員	環境学習センターの機能の表現について、第2章、つまり現状における機能が「情報の提供」となっているのに対し、第5章、今後の機能イメージにおいては「情報提供

	機能」との表現されている。現在を表わす文言と今後を表わす文言は、やはり統一した方がわかりやすいのではないだろうか？
事務局	ご指摘の部分、参考にさせていただきたいと思う。
高橋委員	前回の懇談会の席上、指針に本市らしいものを盛り込んでどうかと質問をさせてもらったが、質問の真意は、本市が現在抱えている一番の問題を指針の中でとりあげてはどうか、ということであった。「現在のペースで推移すれば、宇都宮市はあと何年でごみであふれかえってしまう。」といった具体例を指針にもりこんでもいいのではないだろうか？
事務局	これは「指針」であり、環境学習を進めていく上での大きな方向性を示すものである。細かい具体例を示すことは、指針としてのまとまりをなくす恐れがあり、難しい。委員ご指摘の、本市の環境の現状については、毎年、「うつのみやの環境」の中で公表をしているところであり、今後も継続して発行していく方針である。
三宅委員	17ページ9行目、「今後の環境学習における課題」としての、 、 の内容には私自身、大賛成である。しかし、それら課題と、それらを導き出した過程、つまりその前段8行目までの表現が繋がらない。課題が整理された経過をより明確にしてはどうか？
事務局	委員のご指摘を参考に、課題整理の過程をわかりやすく表現し直したい。
青木委員	これから実際に動き出すイメージとして、31・32ページで図が掲げられているが、一般市民がこれを見て理解できるだろうか？「これからはこのようなこともできます。」という事例を挙げるなど、イメージ図中の表現をふくらませてみてはどうか？
谷田部委員	青木委員の意見に私も同感である。29ページ、「パートナーシップによる環境学習の推進」の項を読んでも、これからどのようにして環境学習を推進していけばいいのか、具体的なイメージが浮かばない。例えば本編とは別に、「資料編」を作り、その中で具体策を掲げるなどしてはどうか？
事務局	委員のご指摘をふまえ、より具体的なイメージ像として伝えられるよう、表現の工夫をしたいと思う。
三宅委員	1ページ、「環境学習の必要性」の項目について、ここでは環境に関する一般論が述べられているに過ぎない。環境基本計画の中でも、同様のことが述べられていたはずであり、再度ここでも必要な表現なのだろうか。ここでは、環境学習を進める必要性をより強調するために、「環境問題は誰もが被害者であり、加害者である」というイメージの表現が欲しい。
青木委員	「被害者であり加害者」という表現は大人としての言い分であり、子どもに「加害者」は当てはまらない。子どもは「被害者」であるだけである。大人の見方だけで表現することは不公平ではないだろうか。
神宮委員	冒頭の「環境学習の必要性」のページは、本指針の、言わば「顔」である。一般論ではあるが、このままで差し支えないと私は思う。
三宅委員	例えば、「自動車を運転する」といったように、人間は生活している中で、常にCO ₂ を排出し続けている。「被害者」だからではなく、やはり「加害者」だからこそ取り組まなければならないことは何なのかという表現に、より近づけてもいいと思うのだが・・・。
石原委員	三宅委員の言わんとすることは、誰もが「当事者意識」をもって環境問題に取り組んでいく、ということなのではないだろうか。「加害者意識」という言葉が、多少刺激が強い表現なのかも知れない。
陣内会長	皆様のご意見をまとめれば、環境問題の解決に向けた取組に対しては、一人ひとりが自立して、主体的に関わっていかなければならない、ということなのではないだろうか。

事務局	皆さんのご意見をふまえ、環境学習の必要性をより強調できるような表現に修正していきたい。
陣内会長	環境学習推進のイメージ図については、私も発言させていただきたい。指針という制限の中で、ここまでしか表現できなかったのかもわからないが、各委員のご指摘のとおり、具体的に何をやっていけばいいのかというイメージが私にも見えてこない。例えば、32ページの図は環境学習を推進する上での理想的な体系図であるが、これを実現するためには時系列的にどのようなステップを踏み、どのようなことをやっていけばいいのかを読み手にイメージさせる文章を、指針中というのではなく、参考資料の中にでも掲載することができれば、とても理解しやすいものになるのではないだろうか。
事務局	ご指摘の点についてであるが、今後、環境学習推進の核となる（仮称）環境学習推進ネットワーク会議については、平成15年度に調査・研究を進める予定であり、3月策定の本指針の参考資料中にその詳細を記載することは難しい。
青木委員	私は、本指針が非常に素晴らしいものに仕上がったと実感している。本指針に基づいた今後の環境学習の推進についても、協力を惜しまないつもりである。是非、声をかけて欲しい。
陣内会長	指針の策定はゴールではなくスタートである。策定するだけでなく、出席の委員の皆さんを始めとする「キーとなる人材・団体」に積極的に働きかけを行ない、いかにして「実行」していけるかが課題となる。そのための協力も喜んでさせていただきたいと思っている。
事務局	以上をもって、第4回環境学習基本指針策定懇談会を閉会します。ありがとうございました。
閉会：午後5時	